

介護保険料の 通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、平成29年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）の確認をしてください。
詳しくは、高齢介護課（☎47-7406）へ。

＜＜特別徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人
- *通知書／9月中旬に郵送
- *納付方法／年金から天引き
※年額18万円以上の年金を受給している人でも、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納

付となります

＜＜普通徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
- *通知書／8月中旬に郵送
- *納付方法／納付書または口座振替



平成29年度 所得段階別の年間介護保険料

所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.45	30,024円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.65	43,368円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.75	50,040円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	60,048円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	66,720円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	80,064円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人など	基準額×1.30	86,736円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人など	基準額×1.50	100,080円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満の人など	基準額×1.70	113,424円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が490万円以上690万円未満の人など	基準額×1.75	116,760円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が690万円以上の人	基準額×1.80	120,096円

国民年金保険料の免除制度 ご存じですか!?

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。

ただし、いずれの制度も所得審査があります。また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないため、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。

詳しくは、お近くの申請窓口でお尋ねください。

- ▶申請窓口／窓口サービス課、各地域事務所、市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- ▶持ち物／年金手帳、印鑑、運転免許証など身分を確認できるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業中の人）
- ▶問合せ／窓口サービス課国民年金グループ（☎47-8129）または大垣年金事務所（☎78-5166）へ



国民健康保険料の料率を決定

8月中旬に通知書を郵送

平成29年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりました。今年度の料率は前年度と同率です。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額で、保険料率および最高限度額は下表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。



平成29年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~65歳)
所得割	基準総所得金額※の	7.15/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	20.00/100	6.10/100	6.40/100
均等割	被保険者1人につき	24,500円	7,700円	8,500円
平等割	1世帯につき	25,000円	7,800円	6,000円
最高限度額		540,000円	190,000円	160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

各種手当の 現況届などの 提出を

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など右記の手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを8月に郵送します。

必要事項を記入・押印などのうえ、現況届などを期日までに提出してください。いずれの手当も、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日受付）、窓口で受け付けます。

なお、期限内に提出がないと、支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。

「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」

- *提出期間／児童扶養手当の現況届＝8月1日(火)～31日(木) 特別児童扶養手当の所得状況届＝8月10日(木)～9月11日(月)
- *提出場所／子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所
- *備考／児童扶養手当のみ、8月26日(土)・27日(日)の午前10時～午後3時に、市役所本

庁舎1階第2会議室でも受付
*問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ

「特別障害者手当」 「障害児福祉手当」 「経過的福祉手当」

- *提出期間／8月10日(木)～9月11日(月)
- *提出場所／障がい福祉課、上石津・墨俣地域事務所
- *問合せ／障がい福祉課（☎47-7298）へ